別紙

令和３年６月 29 日
財務省

令和３年度 予算執行調査の調査結果の概要
（６月公表分）

○本年度の予算執行調査については、3月30日に39件の調査事案を公表。

○今般、このうち、調査の終了した24件の調査結果を公表。

○必要性、有効性、効率性の観点から調査を実施し、今後の改善点、検討の方向性を指摘。

○これらの調査結果については、各府省に対し令和４年度予算の概算要求や今後の予算執行に確実に反映するよう要請。

○残りの調査事案については、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しつつ、引き続き調査を行い、調査が終了次第、公表する予定。

（参考）

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算執行の実態を調査して改善すべき点を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

令和3年度 予算執行調査事案一覧

＜調査結果を公表する事案(24件)＞

No.	府省名	調査事案名	指摘内容(注1)			フォローアップ調査(注2)	調査主体(注3)	取りまとめ財務局	特別会計(注4)
			①必要性	②有効性	③効率性				
1	内閣府	地域経済分析システム(RESAS)による地方版総合戦略支援事業等に係る経費			○		共同	北海道	
2	内閣府	災害援護貸付金			○		本省		
3	内閣府	全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)業務			○		共同	九州	
4	総務省	周波数の使用等に関するリテラシーの向上	○	○	○	27年度	本省		
5	総務省	就業構造基本調査(周期統計調査経費)			○		本省		
6	法務省	刑務所出所者等に対する就労支援		○	○		本省		
7	外務省	日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業		○	○	30年度	本省		
8	外務省	独立行政法人国際協力機構が行う技術協力におけるコンサルタント契約等			○	30年度	本省		
9	財務省	税関監視艇建造・運航等経費			○	28年度	本省		
13	文部科学省	地域文化財総合活用推進事業(地域の文化遺産次世代継承事業)		○	○	28年度	財務局	北陸	
14	厚生労働省	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業		○	○		財務局	四国	
15	厚生労働省	児童虐待・DV対策等総合支援事業			○		本省		
16	厚生労働省	生活保護(医療扶助)		○			本省		
17	厚生労働省	障害福祉サービス等(障害児通所支援)			○		共同	関東	
19	厚生労働省	診療報酬(後発医薬品関係)	○	○			本省		
20	農林水産省	産地パワーアップ事業		○			共同	北海道	
21	農林水産省	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)		○	○		共同	東北	
23	農林水産省	備蓄米及びミニマム・アクセス米(MA米)の管理・販売コスト			○		本省		※1
24	農林水産省	林業イノベーション推進総合対策(省力化機械開発推進対策及び新素材による新産業創出対策)		○			本省		
25	経済産業省	災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金		○	○		共同	関東	※2
26	経済産業省	IT導入補助金		○	○		本省		
33	環境省	CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業		○	○		共同	近畿	※2
35	防衛省	防衛情報通信基盤の部外回線借上			○		本省		
36	防衛省	間接調達の適正化			○		本省		
合計			2	13	20				

(注1)指摘内容の分類は以下のとおり。

①:事業等の必要性(事業等の目的が国民や社会のニーズに合致しているか、また、国の関与の必要性があるか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。

②:事業等の有効性(事業等の目的や目標に照らして、どのような効果が生み出されたか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。

③:事業等の効率性(必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか等)について検証を行い、単価設定や実施方法等の見直しを求めた事案。

(注2)「フォローアップ調査」:前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。

(注3)「本省」:本省調査(財務省主計局の予算担当職員が実施する調査)

「財務局」:財務局調査(財務局職員が実施する調査)

「共同」:共同調査(財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査)

(注4)※1は「食料安定供給特別会計」、※2は「エネルギー対策特別会計」である。

調査事案の概要

全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）は、管理及び運用の主体である独立行政法人国民生活センター（以下、「国民生活センター」という。）、中央省庁等、都道府県及び市区町村（以下、「自治体」という。）の消費生活センターをネットワークで結び、消費生活相談員（以下、「相談員」という。）が入力する消費生活相談情報の蓄積、共有及び提供を行うシステムである。

【調査対象予算額】令和２年度：3,120百万円の内数　（参考　令和３年度：3,026百万円の内数）

調査結果

<u>○　相談員の勤務時間に占める業務内容について</u>

・　相談員の一日の勤務時間のうち、「PIO-NETへの情報入力」に要する時間が約３割を占めている。【表１】

・　相談を受けながらPIO-NETに直接入力している相談員は約１割に留まっており、その理由として「PIO-NETの入力項目が多く、入力情報の整理に時間を要する」との回答が約６割を占めている。

<u>○　消費生活センターの運営について</u>

・　各市区町村における「相談員１人あたりの年間相談対応件数」を基に、都道府県内ごとにその「最大値及び最小値の差」を算出したところ、同一都道府県内の市区町村間で相当な隔たりがあることがわかった。【図１】

<u>○　PIO-NETの運用について</u>

・　消費生活センター（小規模を除く）は、PIO-NET接続専用回線により接続のうえ、専用のパソコン及びプリンターによりPIO-NETを利用している。その費用は、国民生活センターが負担しており、令和２年度のPIO-NET運用経費443百万円のうち、203百万円（46%）を占めている。

【表１】一日の勤務時間に占める業務内容　（単位：分）

		平均値	割合	
相談対応		131	32.5%	
PIO-NET入力のための下書き作成	132	19	4.7%	32.8%
PIO-NETデータ入力		87	21.6%	
PIO-NETデータ入力内容の確認		26	6.5%	
PIO-NETとは別の管理帳票作成		21	5.2%	
PIO-NET登録に係る決裁事務		11	2.7%	
情報収集		51	12.7%	
自己研鑽		31	7.7%	
その他		26	6.4%	
１日の勤務時間		403	100.0%	

【図１】相談員１人あたりの年間相談件数の差分

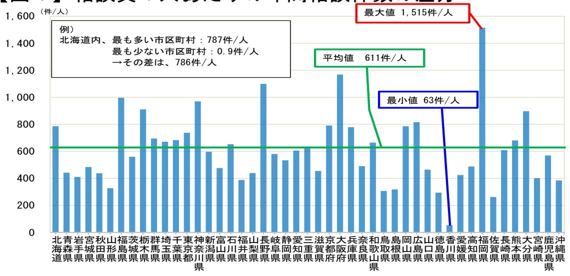

今後の改善点・検討の方向性

１．相談員の勤務時間に占める業務内容について

消費者庁は、相談員の意見を聴取し、入力項目や入力規則等、<u>現在の入力仕様を見直し、PIO-NETへの情報入力に要する時間の削減に努めるべき</u>。

２．消費生活センターの運営について

消費者庁は、地域の実情を踏まえ、<u>複数の自治体が連携し、人員配置を含め、より効率的な消費生活センターの運営が可能となる広域連携体制をより一層促進すべき</u>。

３．PIO-NETの運用について

消費者庁は、高度なセキュリティ要件を具備しつつも、クラウドサービスの利用や各機関にて備える端末からPIO-NETへの接続を可能とするなど、<u>システム構成等を見直し、固定的経費である運用経費の削減を図り、消費者行政の充実及び強化のための施策に資源を充てるべき</u>。

（19）診療報酬（後発医薬品関係）（厚生労働省：一般会計）

調査事案の概要

　後発医薬品については、診療報酬において保険薬局を対象に「後発医薬品調剤体制加算」を設けて使用促進を図っている。令和５年度末までに使用割合を、全ての都道府県で80%以上とする新たな目標を設定したところ（令和２年９月時点で78.3%）であるが、本調査において、新目標との関係を踏まえた後発医薬品調剤体制加算の在り方について検討を行う。
【調査対象予算額】令和２年度：11,861,974百万円の内数　ほか（参考　令和３年度：11,760,710百万円の内数）

調査結果

○　７割超が加算を取得、減算適用はわずか0.3%にとどまる

・　７割超の保険薬局が加算を取得する状況となっている（最大の沖縄県では93%）。他方で、減算制度の適用はわずか0.3%（181件）にとどまっている。【図１】

【図１】後発医薬品調剤体制加算の取得状況
（平成28年→令和２年）

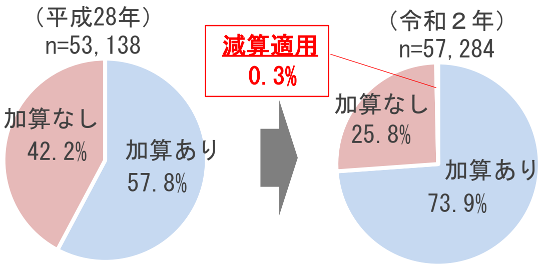

・　現行制度では年間1,200億円程度の加算に対し、減算は400万円程度となっている。政府目標（全都道府県80%）に到達した場合の医療費適正化効果額の増加分は、一定の試算の下、200億円程度と見込まれる。

○　後発医薬品使用割合と備蓄品目数が正の相関関係にない

・　後発医薬品の使用を促進すると、備蓄医薬品が増加し、管理コストがかかることも踏まえて加算制度が設けられてきたところであるが、加算区分の中では、使用割合の最も高い加算３を取得している保険薬局の備蓄医薬品目数が最も少ない。【図２】

【図２】加算区分別の１保険薬局当たりの備蓄医薬品目数の状況（令和２年）

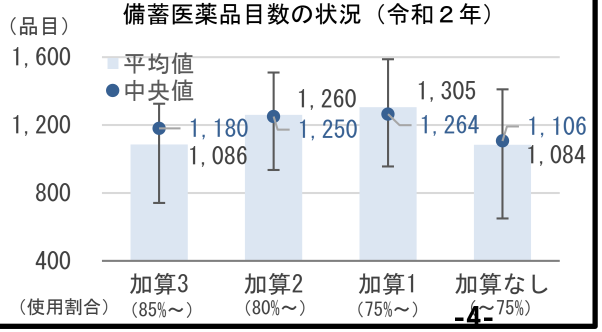

今後の改善点・検討の方向性

○　後発医薬品使用割合と平均備蓄品目数には正の相関関係が認めづらい状況であり、本加算の意義は後発医薬品の使用によるかかり増しの費用への対応の側面ではなく、インセンティブとしての側面が強くなっている。加算を取得している保険薬局の割合は全国平均で、73.9%となっており、都道府県によっては９割を超えていることから、既に現行の加算制度では、これ以上使用割合を高める機能を期待することができない状態にあるといえる。

○　また、令和５年度末までの新目標による適正化効果の増加分は200億円程度と見込まれる一方、現行制度では毎年加算が1,200億円程度とされており、費用対効果も見合っておらず、加算制度については、廃止を含めた見直しを行うべきである。

○　その際、減算については、適用が181件と極めて限定されており、対象範囲を大幅に拡大するなど減算を中心とした制度に見直すべきではないか。

（23）備蓄米及びミニマム・アクセス米（MA米）の管理・販売コスト（農林水産省：食料安定供給特別会計）

調査事案の概要

国（農林水産省）は、政府備蓄米及びミニマム・アクセス米（MA米）（以下、両者を合わせて「政府所有米」という。）の管理及び販売に係る業務について、確実かつ安定的な運営を図る観点から、複数落札入札制度により、各年度３事業体との間で契約期間を５年半程度とする委託契約を締結している。

【調査対象予算額】令和２年度：26,894百万円　ほか（参考　令和３年度：28,181百万円）

調査結果

○　政府所有米の管理委託について、落札者間の競争が十分に機能していない

・　落札者決定価格（入札書に記載する単価を用いて算出）の低い者から順次、当該者のMA米の取扱希望数量の和がMA米の委託予定数量（60万トン）に達するまで落札者として決定している。

・　入札実施要項には「入札書に記載する外国産米穀の取扱希望数量は、20万トン以下とする」と規定されているため、平成26年度以降、落札したすべての事業体が上限値「20万トン」で入札しており、事実上、取扱数量は落札順位上位３事業体で均等配分されている状況にある。

注：なお、政府備蓄米の取扱数量は、MA米の委託数量に応じて按分することとしている。

【入札書記載内容（抜粋）】

１．入札価格
・取扱手数料　１トンにつき　円
・保管経費　１期・１トンにつき　円
・加工原材料用運送経費　１トンにつき　円
・飼料用運送経費　１トンにつき　円

２．外国産米穀の取扱希望数量
（1）　万トン ←「20万トン以下」の数量を記載
（2）上記のうち加工原材料用の用途に販売する数量　万トン ←（1）の２割以上の数量を記載

○　MA米の加工用途への販売について、積極的な取組を行っているとまでは言えない

・　売却額の面で飼料用等の他用途と比較して有利な加工用途への販売について、各受託事業体は全国の実需者団体等から需要動向を聴取するなどの取組を行っているが、直近の販売数量は入札書に記載している全体数量の「２割」を下回る状況が続いている。

・　また、農林水産省は、国内産米の需給にも配慮しながら、受託事業体が作成する販売計画の確認等を行っているものの、「２割以上」の販売を実現させるための積極的な取組を行っているとまでは言えない。

○　カビ毒分析について、検査手法の合理化に向け検討する余地がある

・　現在は全ロットを対象にカビ毒分析を行っているものの、輸出国での船積み時や本邦到着後の検査等に加え、販売直前のカビ検査の徹底による効果もあり、これまで「食品衛生法」等に基づく規制値又は基準値を超えた濃度は検出されていない。

【政府所有米のカビ毒分析の結果（平成23年度～令和元年度までの累積）】

区分		分析対象数量（トン）	試料点数	規制値・基準値超の点数
食品用	総アフラトキシン	1,050,394	15,063	0
飼料用	総アフラトキシン	4,097,537	47,149	0
	デオキシニバレノール	4,097,537	47,149	0
	ゼアラレノン	4,097,537	47,149	0
	フモニシン	159,964	1,880	0

注１：数値は、政府備蓄米とMA米の合計値である。　注２：フモニシンは、令和元年度より分析対象に追加された。

今後の改善点・検討の方向性

１．政府所有米の管理委託について

事実上、取扱数量の均等配分となっている現行の包括委託の仕組みについて、より競争性が確保される制度設計とすべきである。あわせて、応札者数の増加のための方策について検討すべき。

２．加工用途への販売について

売買差損の縮小に貢献しうる加工用途への販売について、国内産米の需給にも配慮しつつ、少なくとも受託事業体に対して示している販売目安「２割」を達成するため、より実効性のある取組を行うべき。

また、加工用に限らずとも、飼料用よりも有利な用途への販売を促すよう具体的な取組について検討すべき。

３．カビ検査等に要する経費について

販売する際のカビ毒分析について、安全性に留意しつつも、これまで蓄積された分析データを基にした科学的根拠を踏まえ、より合理的な検査手法の検討を行うべき。